

令和3年度補正予算【第4号】の概要

1. 補正予算の内容

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に係るもの

2. 補正予算額

単位：千円

一般会計（第4号）

補正前予算額（第3号補正後）	64,513,175
補正予算額	109,504
補正後予算額	64,622,679

①歳入

単位：千円

款・項の番号と名称	科目名称	所属部署	補正額
16 国庫支出金			
02 国庫補助金	新型コロナウイルス感染症セーフティネット交付金(10/10)	福祉総務課	109,504
歳入計			109,504

②歳出

単位：千円

款・項の番号と名称、所属部署と事業名	節の番号と細々節名	補正額
03 民生費		
01 社会福祉費		
福祉総務課	生活困窮者等支援事業	
	10 消耗品	45
	11 郵便料	82
	電話料	1
	振込手数料	156
	19 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	107,220
民生費計		107,504
14 予備費		
01 予備費		
財政課	予備費	2,000
予備費計		2,000
歳出計		109,504

3. 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の概要

(1)目的

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対しては、これまで緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行ってきたが、影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付終了等により、特例貸付を利用できない世帯が存在する。

こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給につなげるために、支援金を支給する。

(2)支給対象者

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯であって、以下の要件を満たす者

- 収入：①市町村民税均等割非課税となる者の収入額の1/12+②住宅扶助基準額以下
- 資産：世帯の預貯金の合計額が①の基準額の6倍以下（ただし100万円以下）
- 求職活動等：ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請

(3)支給額（月額）

単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円

(4)支給期間

7月以降の申請月から3月分（申請受付は8月末まで）